

京都市告示第103号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年4月18日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	南禅寺水0022号	左京区南禅寺下河原町13番地の1地先 同町37番地の17地先	点
2	西ノ京水0005号	中京区西ノ京職司町81番地地先 同町70番地地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	鹿ヶ谷水0004号	左京区鹿ヶ谷法然院町68番地の6地先 同上	点
2	嵯峨水0541号	右京区嵯峨天龍寺若宮町21番地の3地先 同町22番地の1地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)